平成２８年（フ）第３７号
高知市縄手町２番地12
債務者　牧野　智美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１２２号
大分県大分市古ケ鶴２丁目３番15号（クレインⅡ202）、申立時の住所大分県大分市舞鶴町２丁目３番30号
債務者　田中　三枝
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２３号
大分市東津留１丁目２番32号（レジデンスＧＯ101）
債務者　田中　克朗
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２８号
宮崎市京塚２丁目３番２号　串間コーポ101号日野忠雄方
債務者　金丸　弘男
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３２９号
宮崎市恒久１丁目７番地７　レジデンス江光307号、前住所宮崎県日南市吾田東５丁目１番21－６号
債務者　中原　志織（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４４号
宮崎県日南市大字板敷1368番地７
債務者　竹内　奈央
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第３６９号
鹿児島県鹿児島市山田町1656番地１
債務者　九玉　貴美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３３号
福島県郡山市大槻町字人形坦東93番地の６
債務者　伊東　純一
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
福島県郡山市赤木町26番15号　朝日プラザエザース中央202号
債務者　樽井　久美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１６０号
兵庫県神戸市西区小山２丁目19番８号、前住所兵庫県神戸市西区持子３丁目33番地の１
債務者　松原　昌秀
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
兵庫県神戸市西区小山２丁目19番８号
債務者　松原万寿美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
神戸市西区押部谷町福住628番地の235
債務者　松岡　京美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
神戸市西区大津和１丁目２番地の30　パークサイドフジイ106号
債務者　西谷　祐太
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４３号
神戸市西区玉津町二ツ屋332番地の１
債務者　滝本こと　樫木　孝守
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４６号
兵庫県明石市二見町東二見1034番地の14　ＬｕｃｅＡｋａｓｈｉ102号、前住所兵庫県明石市二見町西二見駅前３丁目125番地の５
債務者　佐藤　好美
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２４８号
神戸市西区池上１丁目12番地の１　Ｂ－913号
債務者　林　真理子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
佐賀県唐津市二タ子１丁目２番４号　コーポサンライズ201号
債務者　丹野　高角
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
佐賀地方裁判所唐津支部